

# 令和6年分 法定調書合計表作成業務委託

## 兼 償却資産税業務委託確認書

大変お手数ですがご署名またはご捺印の上、該当する箇所を選択していただき、ご返送のほどお願いいたします。

令和 年 月 日

所在地:

名称:

代表者:

㊟

※サインでも可

### ■法定調書業務の委託確認につきまして

私は、令和6年分の法定調書作成業務を、税理士法人入江会計事務所へ

委託します /  委託しません

※実施する業務の内容、報酬につきましては裏面をご参照下さい。

### ■償却資産(固定資産税)申告書の作成について

私は、令和6年度の償却資産の申告書の作成を、

委託します /  委託せず、自身で行います

### ■償却資産申告書の提出義務の有無について

法人ないし個人が所有している事業用資産のうち、対象資産を保有している場合に申告義務がございます。

- 対象資産:内装工事、機械、工具器具備品等
- 対象外資産:土地、家屋、自家用車

※『免税点(課税標準額合計150万円)未満』の方であっても、申告義務はございますのでご留意下さい。

### □償却資産申告書の作成報酬について

- 令和6年分の年末調整業務を弊所へ委託される方  
申告書の提出先が2箇所以上の場合、2箇所目以降の報酬は、1箇所あたり5,000円(税抜)となります(1箇所のみ提出の場合は、基本料金に含めて対応いたします。)
- 令和6年分の年末調整業務を弊所へ委託されない方  
申告書の提出先1箇所あたりの報酬は5,000円(税抜)となります。

### ■ご提出期限

**令和6年11月15日(金)**

までに本委託確認書をお送り頂きますようお願い致します。

年末調整業務を委託される場合には、年末調整に必要な書類につきましても併せてお送りいただけますようお願いいたします。その際、資料をお預かり次第順次進めてまいりますので、不足がある状態でも随時ご送付願います。

また、令和6年12月31日までに取得した資産が今回申告する償却資産税の対象となりますので契約書、御請求書、領収書、などの書類もあわせてご準備いただきますようお願いいたします。

上記についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

TEL:078-599-5556 FAX:078-599-5557 メール:support@irie-office.com

〒650-0034 神戸市中央区京町74番地京町74番ビル4階

税理士法人入江会計事務所 神戸事務所

## 別紙

### ■業務一覧

- 年末調整過不足金額計算……………年末調整を実施し、所得税の過不足額を計算致します。
- 源泉徴収簿作成……………各人の源泉徴収簿を作成致します。
- 源泉徴収票作成……………各人の源泉徴収票を作成致します。
- 法定調書合計表作成・提出……………税務署に給料等の額、源泉徴収税額の申告を行います。
- 税務署提出用源泉徴収票作成……………税務署提出用の源泉徴収票を作成致します。
- 支払調書作成……………各人の支払調書を作成致します。
- 源泉所得税納付書記載……………お支払いになるべき源泉所得税の納付書を作成致します。
- 給与支払報告書作成・提出……………給与支払報告書を作成し、各市町村宛で申告を行います。

### ■報酬一覧

報酬は、法定調書合計表の押印を頂いた後にご請求させていただきます。

#### □年末調整基本報酬

人数	料金(税抜)
5人まで	20,000
6人～10人	30,000
11人～15人	40,000
16人～20人	50,000
以降お1人様につき	+2,000円※

※人数が30人の場合は  $2,000 \text{円} \times (30 - 20) \text{人} + 50,000 = 70,000 \text{円}$  となります。

#### □追加業務報酬

業務名	報酬	数量	内容
支払調書の作成1	1枚あたり 500円(税抜)	6枚目以降	「報酬・料金・契約金及び賞金」、「不動産の使用料」が該当します。
支払調書の作成2	1枚あたり 1,000円(税抜)	1枚目以降	「不動産等の売買又は貸付けのあっせんの手数料」、「譲受けの対価」等が該当します。
償却資産申告書作成・申告	1箇所あたり 5,000円(税抜)	2箇所以降	弊所が、お客様の事業所がある市町村ごとに、償却資産税の申告書の作成・申告を行います。 1箇所のみ提出の場合は、基本料金に含めて対応いたします。

#### □令和6年中にご自宅を購入された方で、住宅ローン控除を受けられる場合

年末調整だけでなく、別途確定申告が必要となります。住宅ローン控除における確定申告業務は弊所にて基本料金 20,000 円(税抜)で承っております。

### ■償却資産申告書の提出義務の有無について

法人ないし個人が所有している事業用資産のうち、対象資産を保有している場合に申告義務がございます。

- 対象資産:内装工事、機械、工具器具備品等
- 対象外資産:土地、家屋、自家用車

※『免税点(課税標準額合計150万円)未満』の方であっても、申告義務はございますのでご留意下さい。